

プロポーザル方式による事業者選定に係る情報公開基準

第1 趣旨

この基準は、犬山市が締結する契約において受注候補者をプロポーザル方式により選定する場合について、選定過程の透明性を確保するため、選定に係る情報公開の取扱いを定め、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

第2 対象となる契約

この基準において「プロポーザル方式」とは、犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるもの（以下「実施事業」という。）について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画技術提案書の提出を受け、当該実施事業の履行に最も適した事業者を受注候補者（以下単に「候補者」という。）として選定する方式をいう。

第3 条例及び規則等との関係

情報公開に関しては、犬山市情報公開条例によるものであるため、本基準は一般的な判断の目安として運用する。

第4 情報公開の基本原則

プロポーザル方式による候補者選定に関する情報は、原則として公開する。ただし、条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当する場合は、全部または一部を公開しないことができる。

第5 公開対象文書及び公開基準

プロポーザル方式による選定過程及び選定結果に対する犬山市情報公開条例第6条に基づく請求があった場合の情報公開の判断に

については、別表 1 のとおりとする。

第 6 結果の公表

犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱（以下「要綱」という。）
第 2 4 条各号に掲げる公表すべき事項としては、別表 2 のとおりとする。

第 7 参加希望事業者への本基準の周知

プロポーザル方式による受注候補者選定に係る実施要領の公表を行う際は、この基準も併せて公表するものとし、参加を希望する事業者に対しては、本基準を周知する。

第 8 補足

この基準に定めがないこと、または、特別な事情によりこの基準によることが適当でないと認める場合は、契約担当課及び情報公開担当課と協議の上、別途定めるものとする。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日以降に実施するプロポーザル方式により候補者を選定する案件から適用する。

別表 1 (第 5 関係)

○：公開 △：部分公開（注 1） ×：非公開

対象文書の名称		要綱第 2 4 条に基づく 選定結果の公表	
		公表前 (注 2)	公表後 (注 3)
募集要領、仕様書		○	○
提案事業者名		×	△
受注候補者		—	○
事業提案に関する書類	参加意向申出書	×	△
	提案書	×	△
法人の資格に関する書類	会社組織図	×	△
	会社概要	×	△
	財務諸表	×	△
審査結果（注 4）		×	△
審査委員会	委員名簿	○	○
	議事内容の記録	×	△

（注 1）「△：部分公開」とは、条例第 8 条の規定により開示しないことができる情報を除いて公開することをいう。

（注 2）要綱第 2 4 条に基づく選定結果の公表前は、法人等に関する情報で、公開により当該法人等の権利または競争上の地位を害するおそれがある情報は、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するものとして非公開とする。

公開により当該法人等の権利または競争上の地位を害するおそれがある情報は、次の全ての要件に該当する情報とする。

①公開請求時において、当該情報の作成者以外の者にとって既知の情報ではないこと。

②当該情報の作成者が本件以外の業務においても実行可能と考えられる具体的な実施方法であること。

（注 3） 辞退者に係る情報は含まないものとする。

（注 4） 審査結果は、審査委員及び提案事業者が特定できない状態で公開する。ただし、候補者決定後は、提案事業者に対し自己の評価結果に限り提供することができる。

別表 2 (第 6 関係)

条項	公表する事項の例
実施事業の名称 (第 1 項第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザル方式による受注候補者選定に係る実施要領に掲げる実施事業名。
プロポーザル方式を採用した理由 (第 1 項第 2 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業の受注候補者の選定方法として、プロポーザル方式により審査した理由。
審査対象となった者の名称 (第 1 項第 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査対象となった者の商号又は名称は公表するものとする。 ・ 受注候補者以外の者については、申し出によりアルファベットや番号表記など用いて提案者が特定できないようにすることができる。
審査結果 (第 1 項第 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査対象となった者ごとの評価結果の合計点を公表するものとし、受注候補者以外の者については、アルファベットや番号表記など用いて提案者が特定できないようにする。 ・ ただし、提案者が (受注候補者 + 1) 名の場合は、選定されなかった提案者の評価点は、公表しない。
その他公表すべき事項 (第 1 項第 5 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注候補者の提案内容について、特に公表すべき理由がある場合 (例えば、評価点が同点の場合など) において、その特徴や優れた事項。 ・ プロポーザル審査会の審議において、公表が必要と判断された事項。